

指定地域密着型サービス事業者公募要領

【令和5年度整備分】

令和5年5月
阿久根市

1 公募の趣旨

阿久根市（以下「市」という。）では、介護が必要になった高齢者が住み慣れた地域や環境の中で、安心して暮らせるよう、「阿久根市第8期高齢者保健福祉計画（老人福祉計画・介護保険事業計画）〔令和3年度～令和5年度〕」に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を推進しています。

本公募は、この計画に基づき地域密着型サービス等の拠点を整備・運営する事業者の指定を公正かつ円滑に進めるために行うものであり、令和5年度における施設整備について、指定に先立ち希望事業者を募り、指定事業者候補を選定しようとするものです。

2 公募する地域密着型サービスの種類等

今回公募する地域密着型サービスの種類等は、次のとおりです。

種 類	施設規模	整備数	対象圏域
看護小規模多機能型居宅介護	登録定員 通い：29人以下 宿泊：9人	1施設	市内全域

3 応募要件

応募事業者は、次の要件を満たすことが必要となります。

- (1) 法人又は新たに法人を設立予定の者であること。
- (2) 本公募要領及び関係法令を遵守できる者で、看護小規模多機能型居宅介護事業所を整備・運営するために必要となる十分な資力・能力・意欲等を有すること。
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (4) 阿久根市暴力団排除条例（平成24年阿久根市条例第24号）第2条に規する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しない者であること。
- (5) 当該法人及び代表者について、国税・県税・市税等の滞納がないこと（新たに市内に法人を設立する場合を除く。）
- (6) 法人が運営している事業所に対し、国・県・市により指導・監査が行われた場合は、指摘事項を改善していること。（新たに市内に法人を設立する場

合を除く。)

(7) 介護給付費の過誤調整・返還金等がある場合は、誠実に処理していること。
(新たに市内に法人を設立する場合を除く。)

(8) 人員基準上、代表者、管理者就任予定者等の研修の修了が必要である場合は、当該研修を修了していること。修了していない場合は、介護保険法上の事業所指定の申請時までには研修を修了することが確実であること。

※関係法令等

- ① 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他の関係法令等
- ② 阿久根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 29 年阿久根市条例第 12 号）、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）その他の地域密着型サービスに関する基準等

4 整備予定地

整備予定地は、各種開発規制等の制限をクリアし、確実かつ適正に施設整備が可能である必要があります。

なお、開発行為の許可が必要な場合は、当該整備予定地での整備を確実に可能とする条件を確認してください。

その他、次に定める要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 整備用地について、事業の継続性（利用者へのサービス提供の継続性）が十分確保されるものでなければならず、賃貸物件を利用して整備する場合は、土地・建物ともに長期（原則として 20 年以上）の契約が必要となること。
- (2) 事業計画等について、整備予定地の地区代表者（自治会長等）に説明を行い、当該代表者の求めに応じ説明会の実施等の対応をすること。必要があると判断される場合は、隣接自治会にも同様の対応をすること。
- (3) 原則として、応募後の整備予定地の変更はしないこと。
- (4) 募集対象施設は災害時要援護者関連施設に該当するため、土砂災害や浸水被害の対策に留意した上で計画すること。
- (5) その他建設に支障がないこと。

5 資金計画・費用助成

(1) 資金計画について

建設時の資金、施設開所後の運転資金等について、あらかじめ長期・短期の資金計画を立案しておく必要があります。

(2) 補助金について

施設整備費用等について、鹿児島県の地域介護基盤整備事業費補助金の活用を予定しています。

補助金については、鹿児島県において補助金交付決定がなされた場合のみ交付が可能となり、現時点での交付が確約されるものではありません。

施設整備に関する市の補助制度を活用する場合は、「阿久根市補助金等交付規則」及び「阿久根市地域介護基盤整備事業費補助金交付要綱」に基づき適正な経費執行が求められます。

なお、当該補助金の補助額は、次のとおりです。

事業種別	施設整備等助成	施設開設準備経費等支援
看護小規模多機能型居宅介護	(新規整備) 15,000 千円～ 33,600 千円／施設	839 千円／ 宿泊定員数
	(空き家を活用した整備) 8,910 千円／施設	

※ 上記金額と実支出額と比較して、少ない方の額が補助金額となります。

※ 新規整備で実支出額が 15,000 千円を下回る場合は、補助金交付対象外となります。

6 応募手続

応募を希望する事業者は、次により公募申込書類（以下「提出書類」という。）を提出してください。市では当該提出書類の受付をもって応募事業者とします。図面及びパンフレット類を除き、提出書類は原則 A 4 判で作成してください。提出書類の作成は日本語で、単位はメートル法を使用してください。

(1) 提出書類

事業者は、阿久根市介護長寿課介護保険係において公募要領を受け取り（市のホームページ <https://www.city.akune.lg.jp> からダウンロード可）、

「公募申込みに係る提出書類一覧表」（第2号様式）を参照して提出書類を作成し、直接同係へ持参し提出してください。（代理人可。ただし、委任状が必要）

(2) 提出部数

第2号様式記載の各項目にインデックスを付けて、2部提出してください（正本1部、副本1部。副本はコピーで可。）。

また、提出書類の電子データ（データ提出不可能なものは除く。）を併せて提出してください。

(3) 提出書類の体裁

提出書類の体裁は、次のように整えてください。

ア 目次及びページ番号を付ける。

イ 項目ごとにインデックス付きの仕切りカードを挿入する。

ウ 全体をバインダー等につづり、表紙と背表紙に「地域密着型サービス事業者公募に係る提出書類（看護小規模多機能型居宅介護事業所の施設名を記入）」及び「法人名（予定法人名）」を記載する。

(4) 質問の受付・期間等

受付期間 令和5年5月1日（月）～同年5月19日（金）
午前8時30分から午後5時15分まで

【質問方法】 公募要領等に対する質問書（第15号様式）によりFAXで提出し、併せて電話で受信の確認をしてください。

連絡先 FAX：0996-73-0297

【注意】 受付期間を経過した場合は、質問には一切応じられません。

(5) 提出書類の受付期間及び提出場所

受付期間 令和5年5月1日（月）～同年6月30日（金）
午前8時30分から午後5時15分まで

※ 郵送又はEメールによる応募は受け付けませんので、あらかじめ電話予約をして、御来庁ください。

なお、受付期間を経過した場合、理由のいかんを問わず一切受理しません。

提出場所 阿久根市鶴見町200番地
阿久根市介護長寿課介護保険係
電話：0996-73-1229（直通）

7 応募手続に係る留意事項

(1) 提出書類の受理及び変更について

ア 提出書類に不備、不足等がある場合は、受理できません。

イ 市が一旦受理した書類について、明らかな過誤や軽微な修正の場合を除き、内容の変更は認めません。

ウ 資料の修正等を考慮し、日程には余裕をもって準備をお願いします。また、書類の内容を確認しますので、御連絡の上、直接御持参ください。

(2) 社会福祉法人を新たに設立する場合

応募時に社会福祉法人でないものは、設立準備会として応募してください。

ア 団体名は「（仮称）社会福祉法人〇〇会設立準備会」、代表者は「設立代表者」としてください。

イ 設立代表者は、設立準備会の議事録と委任状等で、代表権を明らかにした上で、設立代表者として応募してください。

ウ 設立準備会で要した費用は寄附扱いとなります。

エ 事前に所轄庁と相談を行ってください。

(3) 追加資料等の提出について

提出された書類の内容を確認するため、文書で追加資料等の提出を求める場合があります。

なお、追加資料等を期限までに提出されなかった場合は、応募を辞退したものと取り扱いますので御注意ください。

(4) 応募に伴う費用負担

応募（書類作成費等）に要した費用は、全て応募事業者の負担となります。

(5) 著作権の帰属等

提出された書類の著作権は、応募事業者に帰属します。ただし、市が必要と判断した場合には、書類の内容を無償で使用できるものとします。

なお、提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

(6) 関係機関への照会

提出された書類の内容を確認するため、関係機関に照会する場合がありますので、御了承ください。

(7) 応募の辞退

応募後に応募を辞退される場合は、辞退届出書（第 16 号様式）を提出してください。

(8) その他

応募に際して不正行為を行った場合又は応募書類に虚偽の記載があった場合は、応募を無効（失格）とします。

8 指定事業者候補の選定について

(1) 選定方法

ア 指定事業者候補の選定方法

指定事業者候補は、阿久根市地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）の評価及び意見聴取等の結果を基に、市が選定します。

イ ヒアリング等の実施

市が必要と認める場合には、ヒアリング及び整備予定地の現地確認を行うことがあります。

ウ 評価基準

評価基準は、別紙のとおりです。

(2) 選定結果

選定結果は、全ての応募事業者に、文書で通知します（電話等での問合せには応じません）。

なお、選定の結果、全ての応募事業者について本事業の目的が達成できないと判断した場合は、候補事業者該当なしとする場合があります。

また、選定後において、提出書類に虚偽の記載や本要領に関する重大な違背行為等が判明した場合は、選定を取り消すことがあります。

(3) 再公募

指定候補事業者の応募がない場合、及び指定候補事業者が選定されなかった場合、又は保険者の判断により、再度公募を行うことがあります。

(4) その他

各事業者の評価結果については、公表しません。

ただし、応募事業者に対しては、当該応募事業者の評価結果を選定結果と併せて通知します。

9 今後のスケジュール

期 間	内 容
令和5年5月1日（月）	市ホームページ掲載 公募要領配布開始 質問受付開始 応募受付開始
令和5年5月1日（月）～ 令和5年5月19日（金）	質問の受付期間
令和5年5月1日（月）～ 令和5年6月30日（金）	応募受付期間 （締切後は一切受け付けません。）
令和5年7月上旬（予定）	書類審査 ヒアリング（必要に応じて実施）
令和5年8月上旬（予定）	運営委員会開催・現地視察等
令和5年9月下旬（予定）	事業承認協議・選定結果通知・公表
令和5年9月下旬～ 令和5年10月下旬（予定）	補助金交付申請・補助金交付決定通知
令和5年11月中 （補助金交付決定後速やかに）	施設整備着手
令和6年3月末	竣工 事業所指定・開設準備 （4月1日の開設が望ましい。）

10 入札手続

施設整備に関する市の補助制度を活用する場合は、その建設工事等の業者選定等に関しては、市の入札手続に準じて行うものとします。

11 その他

- (1) 指定事業者候補として選定された場合であっても、介護保険法第78条の2に基づく指定を確約したものではありません。

また、阿久根市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例（平成25年阿久根

- 市条例第 13 号) 並びに阿久根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 29 年阿久根市条例第 12 号）に定める指定基準を満たさない場合は、指定を行いません。
- (2) 応募事業者の事業計画内容に関し、第三者からの問合せについては、一切応じません。
- (3) 本公募に関して用地（建物）権利者又は地域住民等との間において係争を生じたときは、応募事業者の責任において解決することとし、市はその一切の責任を負いません。

12 問合せ先

阿久根市介護長寿課介護保険係

電 話：0996-73-1211（内線 1455）

0996-73-1229（直通）

F A X：0996-73-0297